

アバター活用型PRシステム構築業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するアバター活用型PRシステム構築業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

本県オリジナルのアバター※を活用したPRシステムの構築により、全国で展開する「いちご王国」のイベントや量販店での県産いちごの販促等において、県内在住のいちごの知識が豊富な販売促進員や生産者が、本県から移動せずに「いちご王国」や県産いちごの魅力を効果的に発信することを目的とする。

※アバター：ネットワーク上のバーチャル空間において、自分の分身となるキャラクターのこと。

2 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、4の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲の助言を反映させるものとする。

(1) アバターデザイン制作業務

モニター等を通じて、「いちご王国・栃木」や県産いちごの魅力の発信を行う以下2種類のアバターをデザインすること。なお、ターゲットは、いちごのメイン購買層(30代以上の女性)とし、これまで実施してきた「いちご王国・栃木」のイメージを損なわないキャラクターとすること。また、本事業で新たに作成したアバターについては、甲が作成するPR資材やホームページ誌面等に転用できるものとする。

ア 「いちご王国・栃木」オリジナルアバター

「いちご王国・栃木」や県産いちごの知識が豊富な女性を想定したものとし、栃木のいちごがイメージできる外見とすること。また、企画提案にあたっては、人物のコンセプト等についても明確にすること。

なお、既にあるキャラクターの著作権等を侵害しないデザインとすること。

イ 生産者をイメージしたアバター

栃木県内でいちごの生産を行う生産者をイメージできるものとする。PRイベント等においては、必要に応じて活用する。

なお、店頭PR等で使用できる既存のアバターを活用できるものとする。

(2) アバターを活用したPRシステムの構築

(1)で制作したアバターについて、遠隔地から表情や動きを操作し、リアルタイムでモニター越しに消費者と対話できるシステムを構築すること。

ただし、システムについては、VR機材などを使用せず、専門知識を要しない場合であっても、操作や対話できるものとする。また、その操作方法等に係るマニュアル等の作成も行うこと。

なお、システム稼働に必要な以下の機器・設備一式のリース及び利用期間内のシステム利用に係る経費については、委託料に含まれるものとする。

ア 機器・設備一式（リースが可能な場合は原則リースとする）

(ア) 配信側PC 2台

(イ) 配信側WEBカメラ 2台

(ウ) 配信側ヘッドセットマイク	2セット
(エ) 店舗用モニター	4台
(オ) 店舗用S T B	2台
(カ) 店舗用W E Bカメラ	2台
(キ) 店舗用マイク	2台
(ク) その他必要な付属機器・設備	2接続分

イ システムの利用に係る経費

システム利用期間は、令和3(2021)年10月1日から令和4(2022)年3月22日までとし、また、同日2か所に配信できる体制(2接続分)を構築する。

(ア) WiFi ルーター 2接続分

(イ) その他システム利用に係る経費

(3) 店頭放映用動画の制作

いちごの販売を行うコーナー等で放映する動画を制作すること。

ア 内容

(1) のアバターが「いちご王国」の紹介、県産いちごの各品種の特徴や具体的な用途等を説明し、購買を促す内容とすること。

イ 動画の尺

(ア) 15秒程度 品種別バージョン(店頭で消費者向け購買を促すもので、とちおとめ、スカイベリー、とちあいかの3本を制作)

(イ) 2~3分程度(ア)及び「いちご王国」、アバターの紹介等を含むもの)

(4) アバターを活用したPR

「いちご王国」プロモーション事業で実施する以下のイベント等において、アバターの紹介及び「いちご王国」のPRを行うこと。なお、アバターとして対話を行う人選については、契約締結後に甲乙協議の上、決定するものとする。また、アバターを活用したPRに係る経費以外のイベント実施に係る経費については、本委託料には含まれないものとする。

ア 「いちご王国」プロモーション推進委員会

場所：県内会議室

時期：10~11月(1回)

イ 首都圏商業施設等におけるPRイベント(2か所)

場所：首都圏商業施設イベントスペース

時期：1月15日(土)

ウ 関西圏商業施設等におけるPRイベント(1か所)

場所：大阪府内商業施設もしくはテーマパーク等

時期：1~2月の週末(2回以上)

(5) その他

- ・PRイベント等の実施に際し、スタジオ使用料、機材設置費、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・システム利用期間内の機材管理に係る経費は、委託料に含まれるものとする。
- ・動画制作にあたって、共有可能な素材については、使用できるものとするが、必要な撮影を実施する場合、その経費は委託料に含まれるものとする。
- ・本事業で新たに制作するアバター及び動画制作に係る著作権、肖像権など知的財産権

等の管理に係る処理・調整を行うこと。

- ・本事業で新たに制作するアバター及び動画制作に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は、栃木県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとし、甲と制作者において、その旨、著作権譲渡契約を結ぶものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に栃木県に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- ・アバター及び動画完成までに栃木県による内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・別に農業団体等が行う販売促進活動において、本事業で構築したアバターを活用した PR システムを利用できるものとする。その場合、追加で要する経費については、委託料には含まれないものとする。

3 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

4 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

5 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。